

2024年2月26日

会員に対する処分について

日本 OTC 医薬品協会（会長：杉本 雅史）は、会員会社に対して下記の処分を行いましたので、ご報告申し上げます。本件は、正副会長会での協議結果を踏まえ、理事会にて審議・決議されたものです。

記

会員会社：カイゲンファーマ株式会社

処分：文書による厳重注意

付帯事項として、社内体制の整備等再発防止策の実施状況について報告を求め、法令遵守の徹底を要請。

理由：薬機法、同法施行規則、GMP 省令に違反する行為が認められた（2023年12月22日行政処分有）。以上は、法令遵守を求める会則第7条2項違反であり、会則第10条1項①の懲戒事由に該当するため。

以上